柏崎市補助金等適正化推進協議会

「評価結果報告書」

令和８（２０２６）年９月２日

柏崎市補助金等適正化推進協議会

目　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第１　補助金等評価の対象と評価の経緯について・・・・・・・・・・　３
　１　評価の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　２　評価の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　３　評価に当たっての基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

第２　評価の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　１　事業の公益性
　２　補助の必要性
　３　補助の公平性
　４　事業の効果
　５　補助金額の妥当性
　６　補助期間の妥当性

第３　補助金等評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　１　概要
　２　個別補助金等の評価結果

第４　今後の補助金等制度のあるべき姿・・・・・・・・・・・・・・２９

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

【参考資料】

委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

協議会開催スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

新潟県柏崎市補助金等適正化推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・３５

新潟県柏崎市補助金等交付規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

はじめに

柏崎市では、市の政策目的を実現するために、多くの事業、関連団体等の運営に対して補助金、助成金及び負担金（以下「補助金等」という。）を交付しているが、時代の変遷により、交付する補助金等そのものや行政関与の必要性、度合いについても、適時見直しを行うべきものである。

しかし、補助金等の交付においては、一旦交付されるとその公益性や効果が薄れているにもかかわらず、精緻な検証がされないまま長期的に交付されてしまう傾向がある。結果として、交付を受ける団体等にとっては既得権益化してしまい、行政側も思い切った見直しが実施できない状況を生み出しているのが実情である。

柏崎市ではその解消を図るべく、平成１８（２００６）年度は「柏崎市補助金等審査委員会」、平成２８（２０１６）年度は「柏崎市補助金等適正化推進協議会」が設置され、外部有識者から全ての補助金等について、客観性及び妥当性を前提とした視点により、廃止も視野に入れた見直しが実施されている。

また、その後は、庁内関係課職員で組織した「補助金等検討委員会」がその役を引き継ぎ、個々の補助金に原則、終期を設けた上で、継続の適否について協議を重ねてきたところである。

これまでの柏崎市の補助金等の見直しに関する取組は上記のとおりであるが、前回の有識者による見直しから１０年が経過し、社会情勢や市民ニーズの多様化はもちろんのこと、財政運営的にも更に厳しさを増すなど、行政を取り巻く諸条件はめまぐるしく変化しつつある。

このことを踏まえ、再び第三者の視点から客観的な評価を行う必要があるとの市の判断により、改めて「柏崎市補助金等適正化推進協議会」が設置され、私たちがその任に当たるよう要請を受けたところである。この任を負う責務の重さは十分自覚しつつも、市民の多くが共感できる補助金等の在り方を導きたいという思いにより委員一同引き受けることとした。

４月の協議会設置から９月の市長報告までの約５か月間、総計２１９件の補助金等について、６名の委員各々が保有する専門知識を結集して総合的な評価を行い、その結果を取りまとめたものがこの「評価結果報告書」である。

市長におかれては、この報告書の趣旨を十分に御理解いただき、予算編成に臨まれるよう協議会を代表して要望するものである。

柏崎市補助金等適正化推進協議会
会　長　小川　忠大

第１　補助金等評価の対象と評価の経緯について

１　評価の対象

（１）補助金等の現状

補助金は、地方自治法第２３２条の２において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されており、これを根拠として交付している。

交付する補助金の中には、特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業又は研究を育成・助長するために①法令の規定に基づき交付するものと、②公益上必要があると認められる場合に予算措置によって交付するものがある。

このうち、法令の規定に基づかないが公益上必要があると認められる場合の補助金については、地方公共団体で規則、要綱等を作成し、補助の必要性について十分な理解が得られるよう手続・対象等を明確にして公金の適正な支出を図る必要がある。

負担金は、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、必要な経費を支出するものであるが、その中には①法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならないものと、②地方公共団体が構成又は加入している各種団体が行う特定事業や活動により、地方公共団体が特別の利益を享受できる場合に必要となる会費相当額や実費相当額を任意で負担するものがある。

このうち、任意負担金については、個々具体的に負担すべき内容を明示して計上し、使途を明らかにしておくことが必要である。

柏崎市の令和８（２０２６）年度一般会計当初予算における全ての補助金・負担金の計上額は、以下のとおりである。

- ❒　補助金・・・・・２９億３，３１９万８千円（２１３件）
- ❒　負担金・・・・・２３億１，８１４万７千円（３９５件）

合　計　　５２億５，１３４万５千円（６０８件）

（２）現行の補助金等が抱える課題

平成２８（２０１６）年度の補助金等の見直しにおいては、補助金等の必要性、公益性、効果、使途等について検証を行い、制度の適正化が図られた。一方で、見直しから約１０年が経過する中で、社会情勢、市民ニーズ等も変化していることから、当時の見直しを踏まえ、現在においても引き続き検討すべき課題について整理することとした。

ア　補助金等制度の定期的な検証の必要性

補助金等は、平成２８（２０１６）年度の見直しにより一定の整理が図られたものの、社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて、その必要性や公益性を継続的に検証していく必要がある。また、一度見直しを行った制度であっても、時間の経過とともに見直しが形骸化するおそれがあり、定期的な点検・検証が課題として残された。

イ　限られた財源の有効活用

補助金等は、行政目的を達成するための有効な手段である一方、限られた財源の中で実施されるものである。そのため、事業効果や費用対効果を十分に検証し、公益性の高い事業へ重点的に財源を配分することが求められることから、補助制度全体の最適化が継続的な課題となった。

ウ　補助団体の自立と適正な制度運営

補助金等は、団体等の自主的な活動を支援することを目的としているが、長期的な交付により補助金への依存が生じるおそれがある。このため、団体の自立を促進するとともに、補助対象経費や補助率など制度の妥当性について継続して検証し、適正な制度運営を図ることが課題として残された。

（３）評価対象補助金等

対象選定の基準については、補助金的性質が強く、かつ、財源が自主財源のみのものを対象とする。結果として、補助金１６０件、負担金５９件の合計２１９件を評価対象とした。

（単位：千円）

区分	全体（件数）	対象外（件数）	評価対象（件数）
補助金	2,933,198（213）	1,255,396（53）	1,677,802（160）
負担金	2,318,147（395）	2,066,006（336）	252,141（59）
合計	5,251,345（608）	3,321,402（389）	1,929,943（219）

■補助金等の分野別分布（令和８（２０２６）年度予算ベース）

❒ 性質別分布

区分	件数	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
まちづくり・地域活動	17	7.8	237,824	12.3
環境・ごみ	5	2.3	12,700	0.7
行政運営	2	0.9	54,156	2.8
公共交通	9	4.1	51,539	2.7
防災	1	0.5	5,992	0.3
福祉・高齢者対策	37	16.9	240,256	12.5
保健・医療	24	10.9	673,609	34.9
観光・商工・労働	56	25.6	412,865	21.4
農林水産	35	16.0	102,338	5.3
土木・建築	9	4.1	75,706	3.9
教育・文化・スポーツ	23	10.5	62,658	3.2
男女共同参画	1	0.4	300	0.0
合計	219	100	1,929,943	100

❒ 所属部別分布

区分	件数	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
総合企画部	17	7.8	90,715	4.7
市民生活部	26	11.9	277,988	14.4
福祉保健部	46	21.0	859,830	44.5
子ども未来部	14	6.4	53,694	2.8
産業振興部	81	37.0	502,994	26.1
都市整備部	9	4.1	75,706	3.9
教育委員会	24	11.0	62,999	3.3
消防本部	1	0.4	5,992	0.3
行政委員会	1	0.4	25	0.0
合計	219	100	1,929,943	100

２　評価の手順

評価については以下の段階のとおり実施し、評価の際の評価基準については平成１８（２００６）年度に策定した「柏崎市補助金等交付基準」を適用することとする。なお、協議会の開催スケジュールについては、巻末の資料編において掲載する。

１　諸準備	評価基準、評価の進め方及び関係書類（評価調書・評価シート等）の確認
２　個別評価	各所管部署が作成した評価調書に基づき、担当部署の説明、委員による質疑後、個別評価を実施
３　総合評価	個別評価の結果に基づく総合評価の実施
４　報告書作成	評価結果等をまとめた報告書の作成
５　報告書提出	市長への報告書提出

３　評価に当たっての基本姿勢

評価に当たっては、しがらみのない中立公平な立場での評価はもちろんのこと、市民の目線による見直しの提案を行った。個別評価においては、委員各々の見解に相違が生じる場合もあったが、最終的な総合評価を行う際には、会長を中心に協議会としての統一した結論を導くこととした。

なお、本協議会の設置及び見直しの実施は、令和２（２０２０）年３月に策定した「柏崎市行政改革指針」における５つの柱の一つ「コスト管理を徹底し、持続可能な財政基盤の確立を図ります」を達成するための主な取組の一つである。このことから、見直しの方向性が「削減ありき」として捉えられがちであるが、本協議会の評価の基本姿勢はあくまでも「補助金等の最適化」を目指すものである。よって、補助金等の「削減」のみを追求するのではなく、必要に応じて取組の強化による「補助の拡充」も視野に入れた総合的な評価を行ったものである。

第２　評価の視点

「柏崎市補助金等交付基準」に基づく次の６つの視点により評価を行った。個別評価においては、６つの交付基準それぞれに対する適否判定を実施し、不適の場合はその理由及び意見を提案した。

１　事業の公益性

事業の目的、実施内容が市民福祉の向上につながる公益性があり、また、事業目的がその後の社会経済情勢の変化を踏まえても、ニーズが高い分野であること。

２　補助の必要性

補助をしようとする団体（個人）が、真に補助を必要とする団体であり、その運営する事業、活動が行政と市民の協働の観点からも、行政が関与して補助すべき事業、活動であること。また、すでに民間等において事業化されている類似の事業があるなど、代替機能を持つ事業が行われていないこと。

３　補助の公平性

特定団体への補助の場合、補助対象団体とその他の団体、市民との間で公平性は保たれていることが必要であり、複数団体への補助の場合、補助金交付先の決定が適正、公平な審査を経ていること。

４　事業の効果

事業に対して補助する場合には、対象となる事業が想定した効果をあげると認められることと、その効果が広く市民に波及するものであること。

５　補助金額の妥当性

補助しようとする場合には、対象事業・経費が明確に定められており、費目充当先が目的に沿っていること。また、交際費、飲食費などのように直接事業に結びつかない経費や、団体の基本経費まで補助対象としないこと。

補助率について統一基準は設けないが１００%補助は行わないことを前提とし、あらかじめ要綱で定めた率により、予算の範囲内で交付するものとする。

６　補助期間の妥当性

個々の補助については漫然と継続することなく必要に応じて見直しを行うこととし、奨励を目的とする補助については、原則として終期を設定すること。

～柏崎市補助金等交付基準～

第３　補助金等評価結果

１　概要

評価対象２１９件の評価結果は、次のとおりである。なお、Ａで意見を付したものは、補助金等の終期を迎えるまでに何らかの検討をお願いしたいもの、Ｂで意見を付したものは、令和８（２０２６）年度中に何らかの見直しをした上で継続を認めるものである。

評価	内容	件数	内訳（補・負の別）	予算額（千円）
A	現行のまま継続 （うち増額の検討）	185 (17)	補助金 136／負担金 49 （補助金 17／負担金 0）	1,643,965 (99,755)
B	見直した上で継続	31	補助金 22／負担金 9	282,578
C	廃止の方向で検討	3	補助金 2／負担金 1	3,400
合　　計		219	補助金 160／負担金 59	1,929,943

※令和８（２０２６）年度予算ベース

２　個別補助金等の評価結果（総合評価結果一覧）

全ての補助金・負担金について、導いた評価結果、見直しの方向性及び理由・意見を次ページ以降において提案する。

【補助金（１６０件)】

連番	所属名	細節名	総合評価	見直しの方向性	理由・意見
補 1	企画政策課	市内私立大学学生募集支援事業補助金	B	見直した上で継続	ただし、本来、学生募集は大学の自助努力によるべきであるが、大学の公益的側面に配慮し、効果検証を継続すること。
補 2	企画政策課	新潟工科大学産学交流会奨学金寄附金	B	見直した上で継続	ただし、学生が市内に定着しているのかフォローアップ調査を行うこと。
補 3	企画政策課	生活交通確保対策補助金	A	現行のまま継続	公共交通全体の今後の在り方を検討した上で、補助等を継続する必要がある。
補 4	企画政策課	生活バス路線確保維持補助金	A	現行のまま継続	公共交通全体の今後の在り方を検討した上で、補助等を継続する必要がある。
補 5	企画政策課	バス待合所設置事業補助金	A	現行のまま継続	
補 6	企画政策課	国庫補助低収益路線維持費補助金	A	現行のまま継続	公共交通全体の今後の在り方を検討した上で、補助等を継続する必要がある。
補 7	企画政策課	ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金	A	現行のまま継続	
補 8	企画政策課	公共交通運転士就職緊急助成金	A	現行のまま継続	
補 9	企画政策課	生活交通確保対策運行車両購入費補助金	A	現行のまま継続	
補 10	企画政策課	辺地共聴施設撤去修繕等事業補助金	A	現行のまま継続	補助上限を設けることの是非を検討してもらいたい。
補 11	元気発信課	若者地元定着奨学金償還者補助金	A	現行のまま継続	

補 12	元気発信課	Ｕ・Ｉターン住宅取得助成金	Ａ	現行のまま継続	必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 13	子育て支援課	緊急一時保護費	Ａ	現行のまま継続	
補 14	子育て支援課	子育て応援券事業交付金	Ａ	現行のまま継続	必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 15	子育て支援課	家庭養育応援券事業交付金	Ａ	現行のまま継続	必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 16	子育て支援課	結婚活動支援補助金	Ａ	現行のまま継続	
補 17	子育て支援課	子どもの遊び場施設整備補助金	Ａ	現行のまま継続	
補 18	子育て支援課	フッ化物歯面塗布助成費	Ａ	現行のまま継続	
補 19	子育て支援課	妊産婦医療費助成費	Ａ	現行のまま継続	必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 20	子育て支援課	不妊治療医療費助成費	Ａ	現行のまま継続	必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。あわせて、休暇取得しやすい環境づくりとして、企業への人件費補助なども検討してもらいたい。
補 21	子育て支援課	不育治療医療費助成費	Ａ	現行のまま継続	必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。あわせて、休暇取得しやすい環境づくりとして、企業への人件費補助なども検討してもらいたい。
補 22	子育て支援課	特別の理由による任意予防接種費用助成金	Ａ	現行のまま継続	
補 23	子育て支援課	予防接種費用助成費	Ａ	現行のまま継続	

補 24	保育課	地域による子育て援助活動事業補助金	A	現行のまま継続	
補 25	保育課	発達障害児等介助事業補助金	A	現行のまま継続	
補 26	保育課	小規模保育事業運営費補助金	A	現行のまま継続	
補 27	市民活動支援課	市政協力事務費	A	現行のまま継続	広報のデジタル化を視野に経費削減を検討してもらいたい。
補 28	市民活動支援課	市政協力報償費	B	見直した上で継続	ただし、報償期間について５年が適切かどうか検討すること。
補 29	市民活動支援課	コミュニティ管理運営事業補助金	B	見直した上で継続	ただし、人件費は補助金ではなく、指定管理料の中で支出すべきであり、支払方法を検討すること。
補 30	市民活動支援課	コミュニティ活動推進事業補助金	A	現行のまま継続	各地域の実情に応じて、コミュニティセンターの統廃合を進めてもらいたい。
補 31	市民活動支援課	地域で支え合う除雪支援事業補助金	A	現行のまま継続	
補 32	市民活動支援課	街路灯電気料補助金	A	現行のまま継続	
補 33	市民活動支援課	街路灯設置補助金	A	現行のまま継続	
補 34	市民活動支援課	地域おこし協力隊定住賃貸住宅支援補助金	A	現行のまま継続	
補 35	市民活動支援課	地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金	A	現行のまま継続	
補 36	市民活動支援課	町内会集会施設建設事業補助金	A	現行のまま継続	
補 37	環境課	生活環境獣類被害防護柵設置事業補助金	A	現行のまま継続	実績が少ないため、終期到来時に継続可否の精査を求める。
補 38	環境課	ＥＣＯ２プロジェクト補助金	B	見直した上で継続	ただし、利用促進を行い、それでも効果が上がらない場合は、終期を待たず廃止を検討すること。

補 39	環境課	電気自動車等購入補助金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行い、補助を継続すべきか検討すること。
補 40	環境課	低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金	A	現行のまま継続	
補 41	環境課	町内会資源物ステーション設置事業補助金	A	現行のまま継続	
補 42	環境課	有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金	A	現行のまま継続	鳥獣被害が全国的に増えている中、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 43	環境課	既設電気柵更新事業補助金	A	現行のまま継続	
補 44	環境課	有害鳥獣被害防止体制強化補助金	A	現行のまま継続	
補 45	地域事務所	長嶺白鳥愛護会補助金	A	現行のまま継続	
補 46	介護高齢課	高齢者虐待等やむを得ない事由による措置入所委託料	A	現行のまま継続	
補 47	介護高齢課	高齢者生活支援短期入所事業委託料	A	現行のまま継続	
補 48	介護高齢課	高齢者等紙おむつ購入費助成費	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 49	介護高齢課	除雪援護費	A	現行のまま継続	
補 50	介護高齢課	シルバー人材センター運営費等補助金	A	現行のまま継続	
補 51	介護高齢課	在宅サービス利用者負担額助成費	A	現行のまま継続	
補 52	介護高齢課	介護資格取得支援補助金	A	現行のまま継続	
補 53	介護高齢課	介護夜勤対応者補助金	A	現行のまま継続	
補 54	介護高齢課	介護支援専門員定着支援金	A	現行のまま継続	定着しているのかフォローアップ調査が必要である。
補 55	介護高齢課	介護職員就職支援事業補助金	A	現行のまま継続	

補 56	介護高齢課	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成費	A	現行のまま継続	
補 57	福祉課	民生委員児童委員協議会研修費補助金	A	現行のまま継続	
補 58	福祉課	社会福祉協議会補助金	A	現行のまま継続	補助対象団体の自己財源、繰越金を含む収入を確認し、補助金額の見直しを検討してもらいたい。
補 59	福祉課	行旅人応急援護費	A	現行のまま継続	
補 60	福祉課	自動車運転免許取得助成費	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 61	福祉課	自動車本人運転改造助成費	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 62	福祉課	自動車介護者運転改造助成費	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 63	福祉課	高額地域生活支援サービス費給付費	A	現行のまま継続	
補 64	福祉課	作業所通所者交通費助成費	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 65	福祉課	精神障害者入院医療費助成費	A	現行のまま継続	
補 66	福祉課	重度心身障害者等紙おむつ購入助成費	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 67	福祉課	心身障害者扶養共済掛金助成費	A	現行のまま継続	
補 68	福祉課	身体障害者等交通費助成費	A	現行のまま継続	
補 69	福祉課	福祉職員就職支援事業補助金	A	現行のまま継続	
補 70	福祉課	福祉資格取得支援補助金	A	現行のまま継続	

補 71	福祉課	障害福祉支援専門員定着支援金	A	現行のまま継続	
補 72	福祉課	福祉施設等夜勤対応者補助金	A	現行のまま継続	
補 73	福祉課	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成費	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 74	国保医療課	病院群輪番制病院運営費補助金	A	現行のまま継続	
補 75	国保医療課	医療施設等整備費補助金	A	現行のまま継続	
補 76	国保医療課	臨床研修医確保支援補助金	A	現行のまま継続	
補 77	国保医療課	看護師就職支援助成金	A	現行のまま継続	
補 78	国保医療課	看護師養成所入学祝い金	A	現行のまま継続	効果検証を行い、必要性を十分検討してもらいたい。
補 79	国保医療課	看護師等養成所運営費補助金	A	現行のまま継続	
補 80	国保医療課	医療職勤務環境改善・業務効率化補助金	A	現行のまま継続	
補 81	国保医療課	公的病院運営支援事業補助金	A	現行のまま継続	
補 82	国保医療課	厚生連病院経営安定化事業補助金	A	現行のまま継続	地域医療を守る上で必要であるが、団体の経営努力の確認が必要であり、漫然と補助を続けないようにしてもらいたい。
補 83	国保医療課	休日・夜間急患センター運営費補助金	A	現行のまま継続	
補 84	国保医療課	休日・夜間急患センター調剤薬局運営費補助金	A	現行のまま継続	
補 85	健康推進課	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	A	現行のまま継続	広報などを通じ利用促進を図ってもらいたい。あわせて、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。

補 86	健康推進課	衛生教育事業費補助金	A	現行のまま継続	
補 87	健康推進課	がん患者医療用補整具購入費助成金	A	現行のまま継続	物価上昇に伴い、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 88	健康推進課	若年がん患者在宅サービス利用費助成金	A	現行のまま継続	
補 89	健康推進課	予防接種費用助成費	A	現行のまま継続	
補 90	商業観光課	かしわざき風の陣補助金	A	現行のまま継続	
補 91	商業観光課	どんＧＡＬＡ！祭り補助金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行い、補助内容（補助金額）を精査すること。
補 92	ものづくり振興課	企業振興条例奨励金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行い、終期の設定を検討すること。
補 93	ものづくり振興課	ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行い、補助を継続すべきか検討すること。
補 94	ものづくり振興課	高度技術者育成推進助成金	A	現行のまま継続	
補 95	ものづくり振興課	オープンファクトリー受入補助金	A	現行のまま継続	初年度の交付状況と効果検証を踏まえ、補助内容・補助率の妥当性を検討してもらいたい。
補 96	ものづくり振興課	知的財産権取得支援助成金	A	現行のまま継続	
補 97	ものづくり振興課	ＩＴ商品開発支援補助金	B	見直した上で継続	ただし、利用促進を図ること。効果検証を行い、必要に応じて補助内容（補助率、補助上限額）を見直すこと。
補 98	ものづくり振興課	自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行い、予算規模が適切かどうか検討すること。

補 99	ものづくり振興課	企業立地促進助成金	A	現行のまま継続	
補 100	農林水産課	農業体験・研修等支援事業補助金	A	現行のまま継続	広報などを通じ利用促進を図ってもらいたい。
補 101	農林水産課	新規就農者育成支援事業補助金	A	現行のまま継続	
補 102	農林水産課	農業経営運転資金サポート事業補助金	A	現行のまま継続	初年度の交付状況と効果検証を踏まえ、補助内容・補助率の妥当性を検討してもらいたい。
補 103	農林水産課	一般団体営土地改良事業補助金	A	現行のまま継続	
補 104	農林水産課	農用地高度化事業補助金	A	現行のまま継続	補助率が高く、終期到来時に補助率が適切かどうか精査を求める。
補 105	農林水産課	土地改良施設維持管理適正化事業拠出金	A	現行のまま継続	
補 106	商業観光課	採用活動支援補助金	A	現行のまま継続	
補 107	商業観光課	障がい者トライアル雇用助成金	B	見直した上で継続	ただし、法定雇用率達成に向けた周知活動を行い、利用促進を図ること。
補 108	商業観光課	男性の育児休業取得促進事業奨励金	A	現行のまま継続	男女共同参画社会を目指すのであれば、人権擁護・男女共生推進課の施策に統一することを検討してもらいたい。
補 109	商業観光課	働きやすい職場環境づくり推進補助金	A	現行のまま継続	初年度の交付状況と効果検証を踏まえ、補助内容・補助率の妥当性を検討してもらいたい。
補 110	商業観光課	県制度融資利子補給金	A	現行のまま継続	
補 111	商業観光課	創業支援融資利子補給金	A	現行のまま継続	

補 112	商業観光課	商業活性化イベント事業補助金	B	見直した上で継続	ただし、新しい取組に力を入れるとともに、補助金額が妥当かどうか検討すること。
補 113	商業観光課	商工会議所補助金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行い、必要に応じて額の見直しを図ること。
補 114	商業観光課	商工会補助金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行い、必要に応じて額の見直しを図ること。
補 115	商業観光課	アーケード維持管理補助金	A	現行のまま継続	
補 116	商業観光課	アーケード改修事業補助金	A	現行のまま継続	
補 117	商業観光課	かしわざき創業挑戦塾支援補助金	A	現行のまま継続	
補 118	商業観光課	かしわざき創業者支援補助金	A	現行のまま継続	補助率 10/10 が妥当かどうか検討してもらいたい。
補 119	商業観光課	創業・経営強化相談事業補助金	A	現行のまま継続	
補 120	商業観光課	かしわざき創業者家賃補助金	A	現行のまま継続	補助率 10/10 が妥当かどうか検討してもらいたい。
補 121	商業観光課	事業引継支援補助金	A	現行のまま継続	
補 122	農林水産課	伝統野菜等作付け拡大支援事業奨励金	A	現行のまま継続	伝統野菜の認知度を高める取組を進めてもらいたい。
補 123	農林水産課	園芸産地拡大支援事業補助金	A	現行のまま継続	
補 124	農林水産課	六次産業化支援事業補助金	A	現行のまま継続	達成状況報告だけでなく、現地調査も実施してもらいたい。

補 125	農林水産課	米山プリンセス土づくり支援事業補助金	B	見直した上で継続	ただし、米山プリンセスの知名度向上に向けた取組を進めるとともに、効果検証を行い、継続の可否を検討すること。
補 126	農林水産課	米山プリンセス機械整備支援事業補助金	B	見直した上で継続	ただし、米山プリンセスの知名度向上に向けた取組を進めるとともに、効果検証を行い、継続の可否を検討すること。
補 127	農林水産課	柏崎産米全国コンクール等出品支援補助金	A	現行のまま継続	
補 128	農林水産課	米山プリンセス土壌診断支援事業補助金	B	見直した上で継続	ただし、米山プリンセスの知名度向上に向けた取組を進めるとともに、効果検証を行い、継続の可否を検討すること。
補 129	農林水産課	農業経営収入保険加入促進事業補助金	A	現行のまま継続	補助率が高く、終期到来時に補助率が適切かどうか精査を求める。
補 130	農林水産課	循環型農業推進事業補助金	B	見直した上で継続	ただし、実績に即した金額の見直しを検討すること。
補 131	農林水産課	畜産振興対策事業補助金	A	現行のまま継続	市内酪農家数が極めて少数となっており、今後の事業存続の見通しを踏まえ、終期到来時に継続可否の精査を求める。
補 132	農林水産課	造林事業補助金	A	現行のまま継続	
補 133	農林水産課	林業従事者雇用促進支援事業補助金（住宅支援）	B	見直した上で継続	ただし、新規雇用促進に向けた取組を進めること。効果検証を行い、必要に応じて補助内容等を見直すこと。
補 134	農林水産課	林業従事者雇用促進支援事業補助金（定着支援）	A	現行のまま継続	
補 135	農林水産課	林業従事者雇用促進支援事業補助金（新規雇用支援）	A	現行のまま継続	

補 136	農林水産課	柏崎産材の家づくり支援事業補助金	A	現行のまま継続	初年度の交付状況と効果検証を踏まえ、補助内容・補助率の妥当性を検討してもらいたい。
補 137	農林水産課	漁業就業者支援補助金	A	現行のまま継続	交付件数が R7 年度 1 件と減少傾向にあり、就業者数の推移を踏まえ、終期到来時に継続可否の精査を求める。
補 138	道路維持課	町内除雪費補助金	A	現行のまま継続	
補 139	道路維持課	除雪オペレーター育成支援補助金	A	現行のまま継続	制度周知等を図られたい。
補 140	道路維持課	小型除雪機購入費補助金	A	現行のまま継続	
補 141	建築住宅課	住まい快適リフォーム事業補助金	A	現行のまま継続	空き家対策事業全体の再整理を求める。
補 142	建築住宅課	家財道具等処分支援事業補助金	C	廃止の方向で検討	担当課の「申請件数が僅かであり、ニーズが少ない」という意見を受け、廃止すべきである。
補 143	教育総務課	奨学金償還補助金	C	廃止の方向で検討	担当課の「補助金の役割が終了した」という意見を受け、廃止すべきである。
補 144	教育総務課	教育研究会研修費補助金	A	現行のまま継続	実績と経費実態を踏まえ、終期到来時に定額補助の見直しを図る必要がある。
補 145	教育総務課	小中学校長会連絡協議会運営補助金	A	現行のまま継続	実績と経費実態を踏まえ、終期到来時に定額補助の見直しを図る必要がある。
補 146	教育総務課	特別支援学校就学費補助金	A	現行のまま継続	児童福祉の観点から、必要に応じて補助金の増額を検討してもらいたい。
補 147	教育総務課	新潟産業大学附属高校運営費補助金	A	現行のまま継続	

補 148	学校教育課	小・中学校交付金	A	現行のまま継続	
補 149	学校教育課	小体連事業費補助金	A	現行のまま継続	
補 150	学校教育課	中体連事業費補助金	A	現行のまま継続	
補 151	学校教育課	小・中学校体育大会出場費等補助金	A	現行のまま継続	
補 152	文化・生涯学習課	市子ども会連合会活動補助金	A	現行のまま継続	
補 153	文化・生涯学習課	文化協会補助金	A	現行のまま継続	終期到来時に団体の自立性を踏まえた厳格な検証を求める。
補 154	スポーツ振興課	スポーツ協会補助金	B	見直した上で継続	ただし、市の補助割合が高いため、効果検証を行い、補助内容（補助率、補助金額）の見直しを行うこと。
補 155	スポーツ振興課	地区体育協会補助金	A	現行のまま継続	
補 156	水球のまち推進室	社会人水球クラブ強化事業補助金	A	現行のまま継続	
補 157	博物館	綾子舞保存振興事業補助金	A	現行のまま継続	
補 158	博物館	指定文化財管理費補助金	A	現行のまま継続	
補 159	博物館	指定文化財保存整備補助金	A	現行のまま継続	
補 160	消防総務課	分団運営協力費	B	見直した上で継続	ただし、使途報告の仕組みの導入と定期的な検証を行うべきである。

【負担金（５９件)】

連番	所属名	細節名	総合評価	見直しの方向性	理由・意見
負 1	人権擁護・男女共生推進課	かしわざき男女共同参画推進市民会議負担金	A	現行のまま継続	市が事務局を担うのではなく、実施団体で主体的に取り組むべきものではないか。将来的に組織の在り方を検討してもらいたい。
負 2	企画政策課	大学との連携事業負担金	B	見直した上で継続	ただし、費用対効果を検証すること。
負 3	企画政策課	柏崎リーダー塾事業負担金	B	見直した上で継続	ただし、効果検証を行うこと。また、毎年ではなく、開催間隔を広げられないか検討すること。
負 4	企画政策課	柏崎市地域公共交通活性化協議会負担金（路線バス等確保事業）	A	現行のまま継続	
負 5	企画政策課	柏崎市地域公共交通活性化協議会負担金（鉄道等活性化事業）	A	現行のまま継続	
負 6	環境課	有害鳥獣被害対策協議会負担金	A	現行のまま継続	他構成団体からの負担金の増額を要請してもらいたい。
負 7	地域事務所	雪まつり負担金	A	現行のまま継続	自主財源の確保を検討してもらいたい。
負 8	地域事務所	狐の夜まつり負担金	A	現行のまま継続	自主財源の確保を検討してもらいたい。

負 9	地域事務所	西山さくらまつり実行委員会負担金	A	現行のまま継続	自主財源の確保を検討してもらいたい。
負 10	地域事務所	にしやまふるさとまつり実行委員会負担金	A	現行のまま継続	自主財源の確保を検討してもらいたい。
負 11	地域事務所	にしやまふるさとまつり実行委員会負担金（新そば祭り）	A	現行のまま継続	
負 12	地域事務所	草生水まつり実行委員会負担金	A	現行のまま継続	実行委員会の財政状況（決算額）を踏まえ、負担金を見直す必要がある。
負 13	国保医療課	女性ウェルネス医学講座負担金	A	現行のまま継続	男性を対象とした講座もあるべきではないか。
負 14	健康推進課	健康推進員協議会活動負担金	A	現行のまま継続	
負 15	商業観光課	友好都市交流負担金	C	廃止の方向で検討	当面負担予定がないのであれば、廃止すべきである。
負 16	商業観光課	（公財）柏崎地域国際化協会負担金	A	現行のまま継続	自主財源の確保と、自立に向けた取組を促していく必要がある。
負 17	商業観光課	米山山頂避難小屋連絡協議会負担金	A	現行のまま継続	
負 18	商業観光課	柏崎観光協会事業負担金	A	現行のまま継続	事業別の効果検証を行い、自立に向けた取組を促していく必要がある。
負 19	商業観光課	新潟観光推進協議会負担金	A	現行のまま継続	
負 20	商業観光課	かしわざき紅葉ウォーキング事業負担金	A	現行のまま継続	

負 21	商業観光課	柏崎観光誘客促進事業実行委員会負担金	A	現行のまま継続	市外からの観光客増加により、経済効果を上げるような取組を進めてもらいたい。
負 22	商業観光課	柏崎まつり負担金	A	現行のまま継続	参加人数を踏まえたまつりの規模、財政状況を考慮し、適正な負担額を検討してもらいたい。
負 23	商業観光課	海のアウトドア企画運営負担金	A	現行のまま継続	利用者減少が続いている中で補助割合の増加傾向が見られるため、利用促進を図るとともに、見直しが必要である。
負 24	商業観光課	じょんのび村経営支援負担金	B	見直した上で継続	ただし、黒字化の目標年度と負担終了の条件を明示化すること。長く存続してほしい施設として、更なる経営努力に期待する。
負 25	ものづくり振興課	技術開発振興協会負担金	B	見直した上で継続	ただし、負担金の必要性を分析し、場合によっては減額を検討すること。
負 26	ものづくり振興課	技術相談員制度事業負担金	A	現行のまま継続	財政状況や事業内容を踏まえ、負担割合をもう少し下げられないか検討してもらいたい。
負 27	ものづくり振興課	受注開拓支援事業負担金	A	現行のまま継続	

負 28	ものづくり振興課	産学連携技術開発研究事業負担金	A	現行のまま継続	財政状況や事業内容を踏まえ、負担割合をもう少し下げられないか検討してもらいたい。
負 29	ものづくり振興課	建設技術研究支援事業負担金	A	現行のまま継続	
負 30	ものづくり振興課	高校生インターンシップ支援事業負担金	B	見直した上で継続	ただし、製造業だけでなく幅広い業種から受け入れてもらうよう、周知、利用促進を図ること。
負 31	ものづくり振興課	基盤技術継承支援事業負担金	A	現行のまま継続	財政状況や事業内容を踏まえ、負担割合をもう少し下げられないか検討してもらいたい。
負 32	ものづくり振興課	若手人材育成支援事業負担金	A	現行のまま継続	財政状況や事業内容を踏まえ、負担額をもう少し下げられないか検討してもらいたい。
負 33	ものづくり振興課	新技術・新製品研究開発支援事業負担金	A	現行のまま継続	
負 34	ものづくり振興課	デジタル人材育成確保事業負担金	A	現行のまま継続	DX が日々変わり進化する中で、永続的ではなく、適正な活用をお願いしたい。
負 35	ものづくり振興課	デジタル技術活用実践事業負担金	A	現行のまま継続	DX が日々変わり進化する中で、永続的ではなく、適正な活用をお願いしたい。
負 36	ものづくり振興課	デジタル化啓発・相談事業負担金	A	現行のまま継続	DX が日々変わり進化する中で、永続的ではなく、適正な活用をお願いしたい。

負 37	ものづくり振興課	柏崎市ＤＸ推進ラボ協議会運営事業負担金	A	現行のまま継続	DX が日々変わり進化する中で、永続的ではなく、適正な活用をお願いしたい。
負 38	農林水産課	認定農業者等連絡協議会負担金	A	現行のまま継続	効果が実測できるような活動を期待する。
負 39	商業観光課	柏崎職安管内雇用促進協議会負担金	A	現行のまま継続	求人・雇用が多様化している中、他市町村に比べて負担金額も大きく、減額を視野に入れた見直しが必要である。
負 40	商業観光課	高大産官連携事業負担金	A	現行のまま継続	自主財源の拡充に向けた取組と将来的な負担の見通しを検討してもらいたい。
負 41	商業観光課	あきんど支援事業負担金	A	現行のまま継続	市の補助割合が増加傾向にあり、他構成団体からの負担増を検討してもらいたい。
負 42	農林水産課	秋の収穫祭負担金	B	見直した上で継続	ただし、市の負担割合が高いため、収支を踏まえ、減額に向けた検討を進めること。
負 43	農林水産課	柏崎市地域農業再生協議会負担金	A	現行のまま継続	繰越金が増加傾向にあるため、財政状況に応じた負担金額の見直しが必要である。

負 44	農林水産課	さけます増殖事業協会負担金	B	見直した上で継続	ただし、目標値から乖離しているため、現状を見直し、ゼロベースも含め検討すること。
負 45	農林水産課	柏崎港おさかな祭り実行委員会負担金	B	見直した上で継続	ただし、開催規模に応じた適正な負担金額を設定すること。
負 46	農林水産課	漁業振興会負担金	A	現行のまま継続	効果検証を行い、将来的な負担の見通しを検討してもらいたい。
負 47	農林水産課	おさかな普及協議会負担金	B	見直した上で継続	ただし、繰越金の状況を踏まえ、負担金額の見直しを行うこと。
負 48	八号バイパス事業室	国道８号バイパス促進協議会負担金	A	現行のまま継続	繰越金が増加傾向にあるため、財政状況に応じた負担金額の見直しが必要である。また、設置から約 30 年経過しており、将来的な負担の見通しを検討してもらいたい。
負 49	道路河川課	鵜川改修事業促進対策協議会負担金	A	現行のまま継続	繰越金が増加傾向にあるため、財政状況に応じた負担金額の見直しが必要である。また、設置から約 40 年経過しており、将来的な負担の見通しを検討してもらいたい。

負 50	道路河川課	鯖石川別山川改修促進期成同盟会負担金	A	現行のまま継続	事業費が減少傾向にあるため、負担金額の見直しが必要である。また、設置から約 40 年経過しており、将来的な負担の見通しを検討してもらいたい。
負 51	道路河川課	柏崎港整備・利用促進協議会負担金	A	現行のまま継続	設置から約 30 年経過しており、将来的な負担の見通しを検討してもらいたい。
負 52	学校教育課	かしわざきこども大学事業負担金	A	現行のまま継続	事業開始から約 20 年経過しており、将来的な負担の見通しを検討してもらいたい。また、名称と事業内容が乖離している印象がある。
負 53	文化・生涯学習課	マナビィステージ実行委員会負担金	A	現行のまま継続	市の負担割合が高い水準であり、参加費を増やすなど自主財源の確保を検討してもらいたい。
負 54	スポーツ振興課	柏崎潮風マラソン負担金	A	現行のまま継続	
負 55	スポーツ振興課	スポーツ合宿誘致事業負担金	A	現行のまま継続	繰越金の状況を踏まえ、負担金額の見直しが必要である。積極的に合宿誘致をし、市の PR や競技レベルの向上につなげてもらいたい。

負 56	水球のまち推進室	柏崎水球事業実行委員会負担金	A	現行のまま継続	市の負担割合が高い水準であり、自主財源の確保を検討してもらいたい。
負 57	図書館	絵本・こどもフェスタ実行委員会負担金	A	現行のまま継続	
負 58	博物館	綾子舞伝承学習負担金	A	現行のまま継続	
負 59	農業委員会事務局	柏崎市地域農業再生協議会負担金	A	現行のまま継続	繰越金が増加傾向にあるため、財政状況に応じた負担金額の見直しが必要である。

第４　今後の補助金等制度のあるべき姿

前項で整理した結果、今回の見直しにおいても、補助金等の必要性や公益性が認められる一方で、事業効果の検証、補助金等の交付額や負担割合の妥当性、交付期間、自主財源の確保など、今後の制度運用において検討すべき課題が明らかとなった。

これらを踏まえ、補助金等を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、限られた財源をより効果的に活用するため、柏崎市としての「今後の補助金制度のあるべき姿」を以下のとおり提案する。

（１）補助金等の必要性・公益性の継続的な検証

補助金等は、交付を開始した時点において必要性や公益性が認められたとしても、社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、その意義や役割が変化する場合がある。このため、制度創設時の目的だけで判断するのではなく、現在においても公益性や必要性が認められるものであるかを継続的に検証する必要がある。

また、特定の団体や対象者に対する支援については、その対象を限定することの合理性や市全体への効果を確認するとともに、事業の目的が一定程度達成された場合には、対象や支援方法を見直すなど、新たな行政課題や市民ニーズに対応した制度への転換を検討することが望まれる。

（２）事業効果の把握・検証

補助金等は、交付すること自体を目的とするものではなく、交付によって行政目的や事業目的が達成されることが重要である。今回の見直しにおいても、事業効果を客観的に把握するための指標が十分でないものや補助後の実績を継続的に確認する必要があるものが見受けられた。

このため、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ事業の目的や期待する成果を明確にするとともに、可能な限り具体的な成果指標や目標を設定し、その達成状況を定期的に把握・検証することが必要である。

事業効果が十分に確認できない場合には、事業内容や補助方法を見直し、効果が高いと認められる事業については、必要に応じて支援の重点化を図るなど、事業効果に応じた制度運用を行うことが望まれる。

（３）補助団体等の自主性・自立性の確保

補助金等は、市民、団体等の自主的な活動を支援し、行政目的の達成を促進するための手段であるが、補助金等への依存が長期化することは、団

体等の自立的な運営を阻害するおそれがある。

このため、団体等に対しては、会費、参加費、寄附、協賛金等の自主財源の確保や適正な受益者負担を求めるなど、自立に向けた取組を促していく必要がある。また、設立当初の支援を目的とした補助金等については、事業や団体の運営が軌道に乗った段階で、段階的な縮小や終了を検討することが望まれる。

さらに、補助対象経費や市が負担すべき範囲を明確にし、団体等が担うべき役割と市の役割を適切に整理することで、補助金等に過度に依存することなく、持続可能な事業運営につなげていくことが重要である。

（４）補助金等の交付額・負担割合の適正化

補助金等の交付額や負担割合については、事業に必要な経費を単に一定割合で負担するのではなく、事業規模、実績、受益者負担、自主財源、繰越金等の状況を踏まえ、適正な水準となっているかを検証する必要がある。

特に、交付先において多額の繰越金や積立金が生じている場合あるいは市の負担割合が高い場合には、その必要性や使途を確認した上で、補助率や交付額の縮減を検討するなど、適正な負担の在り方を検討することが求められる。

一方で、社会経済情勢の変化、物価高騰等により、従来の補助水準では事業の継続が困難となる場合もあることから、単に削減することを目的とするのではなく、事業の実態に即した適正な水準となるよう、必要に応じて補助内容を見直すことが重要である。

（５）終期設定と定期的な見直し

補助金等の中には、交付開始から長期間が経過しているにもかかわらず、終期が設定されていないものが見受けられた。補助金等が長期間継続することにより、制度そのものが固定化し、交付することが前提となることは避けなければならない。

このため、補助金等については、原則として一定の交付期間を設定し、終期の到来時に、事業の必要性、公益性、効果、交付額等について厳格に検証した上で、継続、縮小、統合又は廃止を判断する仕組みを整えることが必要である。

また、終期を設定することが困難な補助金等についても、一定期間ごとにゼロベースで制度の必要性や効果を検証するなど、補助金等が漫然と継続することのない仕組みづくりが求められる。

おわりに

今回の補助金等の見直しでは、多くの補助金等について引き続き必要性や公益性が認められた一方、事業効果の検証、自主財源の確保、交付額や負担割合の妥当性、終期の設定など、今後も検討すべき課題が明らかとなった。

補助金等は、市民や団体、事業者等の活動を支援し、地域の課題解決や公益的な取組を促進するための重要な手段である。その一方で、市の財源を用いて交付するものであることから、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、その必要性や効果を継続的に検証していくことが重要である。このことは、先を見通すことが困難な「不確実な時代」だからこそ、必要な視点と考える。

平成２８（２０１６）年度の見直しから約１０年が経過した今、今回の見直しを一つの契機として、補助金等を漫然と継続するのではなく、必要な支援を必要なところに届けるという視点を持ち、制度の継続、改善、縮小又は廃止を適切に判断していくことが望まれる。

補助金等の見直しは、単に交付額を削減することを目的とするものではない。限られた財源を有効に活用し、市民生活に豊かさをもたらすため、事業を効果的に磨き上げるツールとして、今後も継続的に取り組まれることを期待する。

令和８（２０２６）年９月２日

柏崎市補助金等適正化推進協議会

会　長	小川　忠大
副会長	近藤　千鶴
委　員	阿部　健志
委　員	大橋　俊博
委　員	斎藤　圭子
委　員	遠山　靖大

参　考　資　料

【参　考　資　料　目　録】

- 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料１
- 協議会開催スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料２
- 新潟県柏崎市補助金等適正化推進協議会設置要綱・・・・・・・・・資料３
- 新潟県柏崎市補助金等交付規則・・・・・・・・・・・・・・・・・資料４

資料１

柏崎市補助金等適正化推進協議会 委員名簿

（◎会長・〇副会長以下五十音順：敬称略）

氏　名	役職等【選出区分】
◎小川　忠大	第四北越銀行柏崎エリア柏崎支店長【金融】
〇近藤　千鶴	柏崎しおかぜ法律事務所【弁護士】
阿部　健志	株式会社十一屋代表取締役・前教育委員【教育】
大橋　俊博	税理士大橋俊博事務所【税理士】
斎藤　圭子	斎藤圭子行政書士事務所【行政書士】
遠山　靖大	株式会社カシックス取締役 第１公共システム部部長【産業】

資料２

柏崎市補助金等適正化推進協議会開催スケジュール

	開催日	開催時間	開催場所	協議内容
第１回	4 月 24 日（金）	15：00 ～ 16：30	庁舎４階 ４－３、４－４ 会議室	❒市長挨拶 ❒会長選任 ❒柏崎市の財政状況について ❒協議会の進め方について ❒補助金等の現状及び評価の進め方 ❒個別評価（試行）１件
第２回	5 月 7 日（木）	18：25 ～ 20：20	庁舎４階 ４－３、４－４ 会議室	❒議事録の確認 ❒個別評価３１件 〇総合企画部 〇子ども未来部
第３回	5 月 21 日（木）	18：25 ～ 20：30	庁舎４階 ４－３、４－４ 会議室	❒議事録の確認 ❒個別評価３７件 〇市民生活部 〇福祉保健部（一部）
第４回	6 月 4 日（木）	17：00 ～ 18：45	庁舎１階 多目的室	❒議事録の確認 ❒個別評価３５件 〇福祉保健部（一部）
第５回	6 月 18 日（木）	18：30 ～ 20：20	庁舎１階 多目的室	❒議事録の確認 ❒個別評価４０件 〇産業振興部（一部）
第６回	7 月 2 日（木）	18：30 ～ 20：20	庁舎１階 多目的室	❒議事録の確認 ❒個別評価４１件 〇産業振興部（一部）
第７回	7 月 16 日（木）	18：30 ～ 20：30	庁舎１階 多目的室	❒議事録の確認 ❒個別評価３５件 〇都市整備部 〇教育委員会 〇行政委員会 〇消防本部
第８回	8 月 6 日（木）	18：30 ～ 20：30	庁舎１階 多目的室	❒議事録の確認 ❒個別評価の結果に基づく総合評価
第９回	8 月 20 日（木）	18：30 ～ 20：30	庁舎１階 多目的室	❒個別評価の結果に基づく総合評価 ❒報告書（案）の内容に係る協議
第 10 回	9 月 2 日（水）	16：00 ～ 17：00	庁舎４階 ４－１会議室	❒議事録の確認（第８回も含む） ❒報告書（案）の内容に係る協議 ❒市長に対し報告書を提出

資料３

柏崎市補助金等適正化推進協議会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　本市が交付する補助金、負担金その他これらに準じる性格を持つもの（以下「補助金等」という。）の必要性、効果等について、市民等から意見を求め、施策に反映させることを目的として、柏崎市補助金等適正化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（職務）

第２条　協議会の職務は、次のとおりとする。

⑴　個別事案の評価に関すること。

⑵　補助金等の在り方の検討に関すること。

⑶　その他協議会が必要と認める事項の協議に関すること。

（委員）

第３条　協議会は委員６人以内をもって組織し、その委員は市民又は学識経験者の中から市長が依頼する。

（会長等）

第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

２　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、財務部財政管理課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

資料４

○新潟県柏崎市補助金等交付規則

昭和50年11月15日規則第29号

（目的）

第１条　この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関し基本的な事項を規定することにより、補助金等の適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の給付を受けない給付金であって別に定めるものをいう。

２　この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

３　この規則で「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

（補助金等の交付の申請）

第３条　補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を補助事業等の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、補助事業等の内容その他やむを得ない事由により市長が特に認めるときは、当該補助事業等の着手後においても補助金等の交付の申請をすることができる。

（１）　申請者の氏名又は名称及び住所

（２）　補助事業等の目的、内容及び効果

（３）　補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日、その他補助事業等の遂行に関する計画書

（４）　交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、市長の承認を得たときは、前項に定める申請書の様式によらずに申請し、若しくは記載すべき事項の一部を省略して申請することができる。

一部改正〔平成26年規則11号〕

（暴力団等の排除）

第３条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項に規定する補助金等の交付の申請をすることができない。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（３）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団

の維持、運営に協力し、又は関与している者

（５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

追加〔平成25年規則18号〕

（補助金等の交付の決定）

第４条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

２ 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

３ 市長は、申請者に市税等の滞納がある場合には、補助金等を交付してはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成15年規則21号〕

（補助金等の交付の条件）

第５条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（１） 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

（２） 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（３） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（４） 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付すること。

（５） その他市長が必要と認める事項

（補助金等の交付の時期）

第６条 補助金等の交付は、当該申請に係る補助事業等の完了後とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても交付することができる。

（決定の通知）

第７条 市長は、補助金等の交付又は不交付の決定をしたときは、交付する場合にあっては補助金等交付決定通知書（第２号様式）により、交付しない場合にあっては補助金等不交付決定通知書（第２号様式の２）により、速やかに補助金等の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条 前条の規定による補助金等の交付の決定通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を

受けた日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第９条　市長は、補助金等の交付の決定をした後において、次の各号の一に該当する事態が発生した場合においては、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（１）　天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（２）　補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができない場合

（３）　補助事業等に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができない場合

（４）　前各号以外の理由により補助事業等を遂行することができない場合

２　補助事業者等は、前項の規定による措置によって損害を生じた場合であっても、市長に対してその損害の賠償を請求することができない。

３　第７条の規定は、第１項の場合について準用する。

（補助事業等の遂行）

第10条　補助事業者等は、この規則及びこの規則に基づく市長の指示並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

２　市長は、必要に応じて補助事業等の遂行の状況について報告書を提出させることができる。

（補助事業等の遂行等の指示）

第11条　市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

２　市長は、補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を求めることができる。

（実績報告）

第12条　補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書（第３号様式）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。補助事業等が完了する以前に補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

（補助金の額の確定等）

第13条　市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書類等の審査及び

必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（第４号様式）により、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第14条　市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを求めることができる。

（決定の取消し）

第15条　市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、又は補助事業等に関してこの規則に基づく市長の指示若しくは補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者等が第３条の２各号のいずれかに該当することが判明したときは、直ちに補助金等の交付の決定の全部を取り消すものとする。

２　前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第７条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

４　市長は、第１項ただし書の規定により補助金等の交付の決定を取り消したことによって、当該取消しを受けた者に損害が生じても、これを賠償し、又は補償することはしない。

一部改正〔平成25年規則18号〕

（補助金等の返還）

第16条　市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、補助事業等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第17条　補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞金を市に納付しなければならない。

２　市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止）

第18条　市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等又は延滞金

の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、その相当する限度において交付を一時停止し、又は当該補助金等の未納付額とを相殺することができる。

（財産の処分の制限）

第19条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第５条第４号の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（１）　不動産及びその従物

（２）　機械及び重要な器具で市長が定めたもの

（３）　その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要と認めて定めるもの

２　補助事業者等は、やむを得ない事情により前項各号に掲げる財産を処分しようとする場合には、補助事業等財産処分承認申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、財産の処分が真にやむを得ない事情によるものと認めたときは、当該申請を承認することができる。この場合において、市長は、交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

４　前項の規定による承認をした場合は、第７条の規定を準用する。

（補助金等の交付手続の特例）

第19条の２　市長は、別に定めるところにより、第３条、第７条、第12条又は第13条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合し、又は省略して補助金等を交付することができる。

追加〔平成25年規則18号〕

（様式の特例）

第20条　補助金等交付に係る申請書等の様式については、別に定めのある場合は、その定めによることができる。

（行政手続条例の適用除外）

第20条の２　補助金等の交付に係る市長の処分については、新潟県柏崎市行政手続条例（平成８年条例第29号）第２章及び第３章の規定は、適用しないものとする。

追加〔平成25年規則18号〕

（細則への委任）

第21条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。